



転出に伴う手続きのご案内

本日は手続きお疲れ様でした。魚沼市にお住まいの間は、市政にご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございました。転出に伴う各種手続きは以下のとおりです。引越しをする前にご確認のうえ、必要な手続きを忘れずをお願いします。

転出に伴う魚沼市での手続き

新住所地での手続き

印鑑登録 担当：市民生活室 ☎ 792-1112	<ul style="list-style-type: none"> 『印鑑登録証』を返却してください。転出（予定）日に無効になります。 【窓口：市民生活室（小出庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	必要に応じて、あらためて登録手続きをしてください。
住民基本台帳カード 担当：市民生活室 ☎ 792-1112	<ul style="list-style-type: none"> 『住民基本台帳カード』は新住所地で継続して利用することができます。 【窓口：市民生活室（小出庁舎）】 	転入日から90日以内に新住所地でカード継続利用の手続きをしてください。
国民健康保険 担当：健康増進室 ☎ 792-9763	<ul style="list-style-type: none"> 『保険証』を返却してください。転出（予定）日の翌日に資格がなくなります。 世帯主が変更する場合は、国保加入者全員の保険証をお持ちください。 70歳以上75歳未満の方で県内の市町村に転出するときは、『負担区分等証明書』を受け取ってください。 【窓口：健康増進室（湯之谷庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	あらためて加入手続きをしてください。（保険証が発行されます）『負担区分等証明書』は手続きのときに提出してください。
国民年金 担当：健康増進室 ☎ 792-9763	<ul style="list-style-type: none"> ありません。 	加入中（1号）の方は『年金手帳』を持参ください。受給中の方は住所変更の手続きをしてください。
後期高齢者医療 担当：健康増進室 ☎ 792-9763	<ul style="list-style-type: none"> 『保険証』を返却してください。転出（予定）日の翌日に資格がなくなります。 県外転出者は『負担区分等証明書』を受け取ってください。 還付金が発生する場合がありますので『保険料還付請求書』を提出してください。（精算後、通知します。） 【窓口：健康増進室（湯之谷庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	あらためて加入手続きをしてください。（保険証が発行されます）『負担区分等証明書』は手続きのときに提出してください。
児童手当 担当：子ども課 ☎ 794-6027	<ul style="list-style-type: none"> 『受給事由消滅届』を提出してください。 転入先での手続きのため、所得証明書（児童手当用）を請求してください。 【窓口：子ども課（堀之内庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	『保険証』を持参のうえ、あらためて受給認定の手続きをしてください。所得証明書（児童手当用）が必要です。
児童扶養手当 担当：子ども課 ☎ 794-6027	<ul style="list-style-type: none"> 『住所変更届』を提出してください。 【窓口：子ども課（堀之内庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	『所得証明書』『証書』を持参のうえ住所変更の手続きをしてください。
妊婦健診 担当：健康増進室 ☎ 792-9763	<ul style="list-style-type: none"> 『妊婦健診受診票』の未使用分を返却してください。 【窓口：健康増進室（湯之谷庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	『母子健康手帳』を持参のうえ、あらためて手続きをしてください。
医療費助成（子・親） 担当：子ども課 ☎ 794-6027	<ul style="list-style-type: none"> 『受給者証』を返却してください。 【窓口：子ども課（堀之内庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	あらかじめ必要書類を確認のうえ、あらためて手続きをしてください。
医療費助成（障） 担当：厚生室 ☎ 792-9767	<ul style="list-style-type: none"> 『受給者証』を返却してください。 【窓口：厚生室（湯之谷庁舎）・市民センター・北部振興事務所】 	『所得証明書（控除額等がわかるもの）』『身体障害者手帳』等を持参のうえ、あらためて手続きをしてください。

【ウラ面に続きます】

転出に伴う魚沼市での手続き

新住所地での手続き

<p>介護保険 担当：介護福祉室 ☎ 792-9755</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 『保険証』を返却してください。転出（予定）日に資格がなくなります。 ❖ 還付金が発生する場合がありますので『過誤納金還付請求書』を提出してください。（後日通知します。） ❖ 要介護認定を受けているときは、『認定証』等も返却し、あわせて『受給資格証明書』を受け取ってください。 <p>【窓口：介護福祉室（湯之谷庁舎）・市民センター・北部振興事務所】</p>	<p>あらためて加入手続きをしてください（保険証が発行されます）。『受給資格証明書』は、手続きのときに提出してください。</p>
<p>障害者手帳（身体・療育・精神） 担当：厚生室 ☎ 792-9767</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ ありません。 	<p>障害者手帳などをお持ちの場合は、各種手帳を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。</p>
<p>小・中学校の児童・生徒 担当：学校教育課 ☎ 794-6072</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 『転出届』を提出してください。（10月～3月は翌年度新入学予定のお子様も手続きが必要です） ❖ 引き続き市内への通学を希望するときは、『区域外就学願』を提出してください。 ❖ 学校から『在学証明書』『教科書給与証明書』を受け取ってください。 <p>【窓口：学校教育課（堀之内庁舎）・市民センター・北部振興事務所】</p>	<p>『在学証明書』『教科書給与証明書』を持参のうえ、新しい学校に通うための手続きをしてください。</p>
<p>飼い犬の登録 担当：環境対策室 ☎ 792-9766</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 飼い主と飼い犬が一緒に異動しないとき（飼い主が市内の他の方になるとき）は、飼い主の変更届が必要です。 <p>【窓口：環境対策室（小出庁舎）・市民センター・北部振興事務所】</p>	<p>飼い主と飼い犬が一緒に異動するときは、『鑑札』を持参のうえ、登録変更の手続きをしてください。</p>
<p>原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車 担当：税務室 ☎ 792-9751</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 廃車するときは、『標識（ナンバープレート）』『標識交付証明書』を返却してください。手続きには所有者・届出者の印鑑が必要です。 <p>【窓口：税務室（湯之谷庁舎）・市民センター・北部振興事務所】</p>	<p>引き続き使用するときは、『標識』『標識交付証明書』を持参のうえ、標識の変更手続きをしてください。</p>
<p>上水道・都市ガス・下水道 担当：業務課 ☎ 792-1118</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 中止日時などを連絡してください（電話でも構いません）。 <p>【窓口：業務課（小出企業庁舎）】</p>	<p>必要に応じて加入手続きをしてください。</p>
<p>【備考】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 手続きに必要な書類は、それぞれの窓口にあります。 ❖ 転出先が国外や介護保険施設などのときは、手続きが一部異なります。 ❖ 不明な点や上記以外の手続きに関しては、担当課・室へお問い合わせください。 	<p>手続き・制度の内容は、それぞれの市区町村で異なります。転入前・転入時に確認してください。</p>

新住所地への転入届に関して

転入届は、新住所地の役所・役場の窓口で、実際に住み始めた日から14日以内に手続きしてください。

【転入届に必要なもの】

- ① 転出証明書（住民基本台帳カード）
- ② 印鑑（認印で可）、③ 届出人本人を証明するもの（運転免許証、保険証など）

- ◆ 転出証明書に記載された転出（予定）日・新住所などに変更があったときは、転入届の際に変更内容を伝えてください。
- ◆ 転出証明書を紛失したときは、転出届をした窓口で再発行の手続きをしてください。
- ◆ 転出を取りやめたときは、『転出証明書・印鑑・届出人本人を証明するもの（運転免許証、保険証など）』を持参のうえ、転出届をした窓口で転出取消の手続きをしてください。

